

目標設定型排出量取引制度における
中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和
に関するガイドライン

2026（令和8）年7月
（第4削減計画期間版）

埼玉県環境部

目 次

1 本ガイドラインの目的.....	1
2 中小企業等への対応	1
3 適用期間	2
4 中小企業等の定義.....	2
(1) 中小企業等について	2
(2) 中小企業者について	3
(3) 目標削減率の緩和対象にならない中小企業者について	6
5 具体的な手続	8
(1) 初めて緩和措置を受ける場合.....	8
(2) 第4削減計画期間において大規模事業所が承継された場合	11
(3) 目標削減率が緩和された翌年度以降の確認.....	12
(4) 中小企業等の目標削減率の緩和に係る手続のフローと提出書類.....	13

様式1 大規模事業所の目標削減率緩和申出書

(別添1) 設置者リスト

(別添2) 目標削減率の緩和対象となる中小企業等について

様式2-1～2 目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

下 線 : 今回(令和8年7月)改正箇所

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。）に基づく地球温暖化対策計画制度において、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（令和7年埼玉県告示第30号。以下「指針」という。）別表第4に定められた目標削減率について、同表備考1～5に基づき緩和措置を設けている。

本ガイドラインは、指針別表第4 備考1に基づき、中小企業等が設置している事業所について、緩和の要件及びその該当の可否を確認するための手順を記載したものである。

2 中小企業等への対応

本制度では、中小企業等への特別な配慮として、中小企業等が設置する大規模事業所¹のうち、下表に示す目標削減率が適用される事業所の目標削減率（指針別表第4第3表中「割合1」に示す目標削減率）が4%を減じた値に緩和される。

区分		目標削減率
第1区分	事務所、店舗、宿泊施設、熱供給事業所等（1-1区分）	50%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの（1-2区分）	48%
第2区分	第1区分以外の事業所	48%

ただし、大規模事業所の設置者が複数の場合は、全ての設置者が中小企業等に該当する場合にのみ目標削減率が緩和される。なお、大規模事業所の設置者には大規模事業者²に加えて、以下①及び②に該当する者も含まれる。

¹ 指針第3の1に規定する大規模事業所をいう。

² 指針第3の1に規定する大規模事業者をいう。

① 区分所有の建物³

大規模事業者である中小企業等が所有する面積（専有面積をいい、当該中小企業等が複数ある場合はその合計）が大規模事業所の床面積⁴の 2 分の 1 未満である場合に限り、区分所有者全員

② 一部をテナントに賃貸している建物⁵

一部に前年度の規模判定エネルギー使用量（指針第 3 の 1 に規定）が年間 1,500kL 以上となった事業所（以下「Bテナント等」という。）の占有する面積⁶が大規模事業所の床面積の 2 分の 1 以上である特定事業者

中小企業等が設置する事業所が、優良大規模事業所（第 4 削減計画期間中の目標削減率を減少する事業所に限る。）に該当する場合は、中小企業等が設置する事業所の緩和措置を適用した目標削減率に対して、優良大規模事業所の緩和率（3/5又は4/5）を乗じて当該事業所の目標削減率を算定する。なお、中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和措置が適用される場合は、医療施設に対する目標削減率の緩和措置又は事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する目標削減率の緩和措置は適用されない。

3 適用期間

本ガイドラインは第 4 削減計画期間（令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度まで）において、適用される。

4 中小企業等の定義

(1) 中小企業等について

目標削減率の緩和対象となる中小企業等は、次に掲げる者である。

³ 構造上区分され、独立して住居・店舗・事務所・倉庫等の用途に供することができる数個の部分から構成されているような建物をいい、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の適用を受けるものをいう。

⁴ 大規模事業所の床面積は地球温暖化対策計画・実施状況報告書とともに提出する算定資料に記載された値と一致させること。

⁵ 大規模事業所である建物内にテナントとして入居している場合だけでなく、子会社が親会社の大規模事業所である工場の一部を使用している場合など、大規模事業所の一部に他の事業所がある場合がこれに該当する。

⁶ 大規模事業所内に 2 以上の事業所を有する場合は、特定事業者が設置する全ての事業所の床面積の合計で判断する。

番号	要件	本ガイドライン における分類
一	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）	中小企業者
二	中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合、同項第 8 号に規定する商工組合又は同項第 9 号に規定する商工組合連合会	組合等
三	中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合	
四	商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会	
五	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会	
六	個人	個人

ただし、中小企業者については、大企業等が実質的に経営を支配する場合等は緩和の対象にならない。緩和の対象とならない中小企業者の条件については後述する。

（2）中小企業者について

対象となる中小企業者は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項各号で規定される中小企業者に限られるため、法人については会社法（平成17年法律第 86号）上の会社に限られ、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、外国会社など会社法以外の法律によって設立された法人については含まれない。また、国や地方公共団体も中小企業者には含まれない。

中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である事業を営む会社及び個人である。当該企業が中小企業者であるかどうかについては、目標削減率の緩和措置を受けようとする年度の前年度末（3月31日）の状況に基づき判断する。

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

ア 業種分類について

中小企業基本法上の業種分類は日本標準産業分類に基づき判断する。

日本標準産業分類の詳細については総務省のホームページを参照のこと。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

イ 従業員数について

従業員とは労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」である。

このため、パート労働者であっても正社員に準じた労働形態である場合には従業員数に含める。

なお、出向者については、当該企業から他企業への出向者は、当該企業に籍が残っていれば従業員数に含め、他企業から当該企業への出向者は当該企業との雇用関係がなければ従業員数には含めない。

(参考)中小企業基本法所管の中小企業庁による中小企業の解説

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html

<参考>

～労働基準法～

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においてはこの限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 2箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

(3) 目標削減率の緩和対象にならない中小企業者について

中小企業者の要件に該当する場合であっても、大企業等が経営を実質的に支配する場合等は目標削減率の緩和対象とはならない。具体的には次のいずれかに該当する場合である。

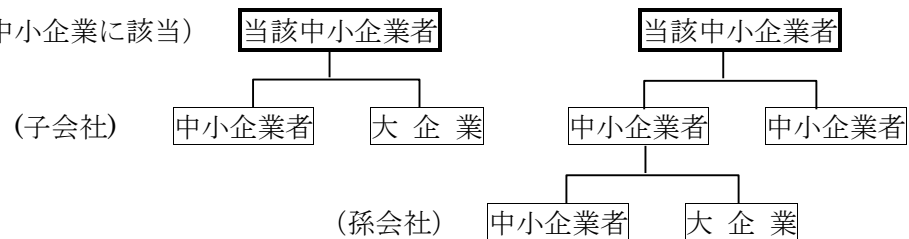
ア 大企業を子会社に持つ場合(特定中小企業)

大企業（中小企業者以外の会社をいう。）を子会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 9 条第 5 項の子会社をいう。）に持つ場合は、本制度の削減義務の対象外となる中小企業者から除く。

孫・玄孫等の資本関係であっても中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものであることには変わりがないので、同様に本制度の目標削減率緩和の対象とはならない。

【アの例】

(特定中小企業に該当)

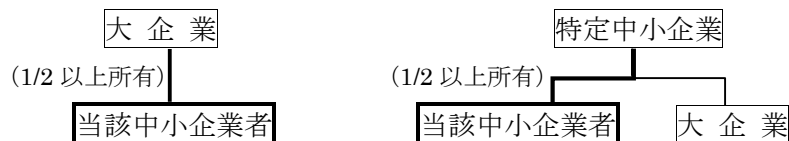


イ 大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合

指針では、経営を実質的に支配しているとみなすものとして、指針別表第 4 備考 1 イからエに掲げるとおり 3 つの場合を規定しており、以下のような場合、当該中小企業者はいずれも目標削減率緩和の対象とはならない。

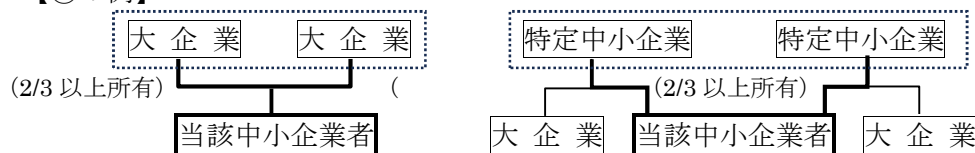
- ①一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を所有している場合

【①の例】



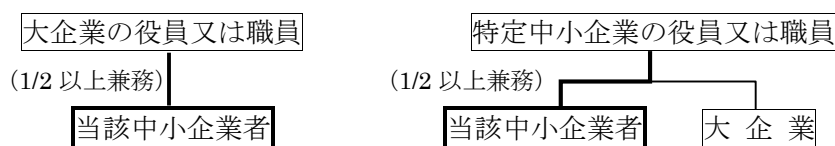
②複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合

【②の例】



③一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を兼務している場合

【③の例】



ウ その他、目標削減率の緩和対象とならない場合

以下の者が経営を実質的に支配している場合、当該中小企業者はいずれも緩和対象とはならない。

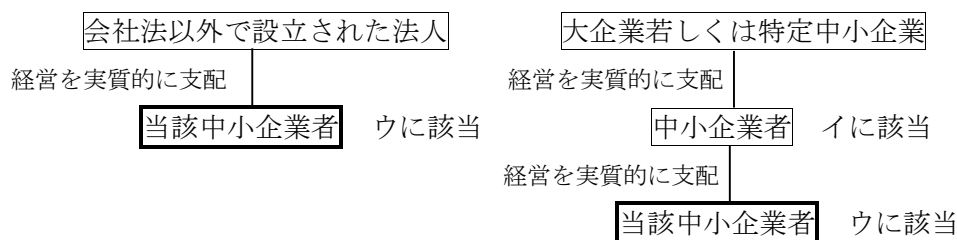
- ・ ア及びイに該当する中小企業者
- ・ 会社法以外で設立された法人（組合等を除く）
医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、
特定非営利活動法人、外国会社など
- ・ 国及び地方公共団体

経営を支配する形態としては大企業や特定中小企業による支配関係と同様に、上記イ①から③までのような出資や役員兼務による経営への関与が考えられる。

例えば、以下のような場合は、経営を実質的に支配しているとみなす。

- ・ 上記の法人が単独で当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合
- ・ 上記の法人と大企業が、合わせて当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合
- ・ 当該中小企業者の役員の2分の1以上が1つの上記の法人の役員、職員などに相当する構成員である場合

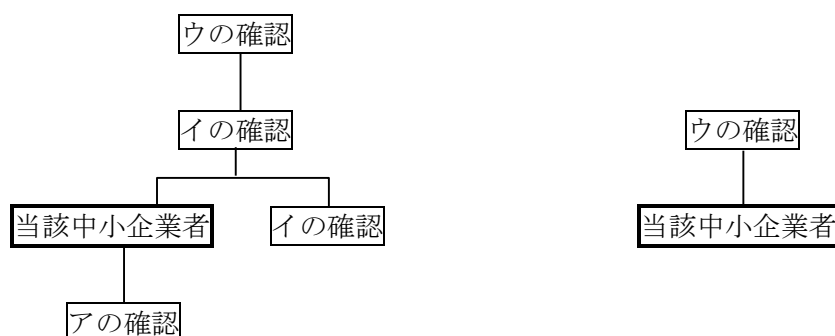
【③の例】



アからウまでをまとめると、支配関係の確認範囲は次のとおりとなる。

【会社法上の会社との支配関係】

【会社法以外で設立された法人等との支配関係】



5 具体的な手続

(1) 初めて緩和措置を受ける場合（大規模事業所が第4削減計画期間において承継された場合を除く。）⁷

初めて緩和措置を受ける大規模事業所（大規模事業所が第4削減計画期間において「大規模事業所の廃止等による削減期間の変更等に係る要綱」（以下「廃止要綱」という。）第5条第1項又は第2項に基づき承継された場合を除く。）については、緩和措置を受けようとする年度の9月末までに「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」（様式1）を提出する（令和7（2025）年度に緩和対象となる場合は令和7（2025）年9月末まで（翌年度以降は（3）アを参照））。

この申出書により、設置者全員が中小企業等に該当することを埼玉県が確認した場合は、大規模事業者に対して様式2－1により通知することで、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を提出した年度について目標削減率の緩和が適用される。

⁷ 平成24年度以降に新たに大規模事業所になった事業所のうち、第4削減計画期間における目標削減率（第1区分（1－1区分）：50%、第1区分（1－2区分）・第2区分：48%）が適用されていない大規模事業所は、緩和対象とならないため手続きは不要である。

ア 大規模事業所の目標削減率緩和申出書

①「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の提出について

大規模事業者が、設置者全員が中小企業等に該当することを記載した「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」により行う。目標削減率の緩和が適用された後の翌年度以降は、前年度からの変更点の有無についても当該申出書により行う。

②「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」には、「設置者リスト」（様式1 別添1）、及び区分所有の建物又は一部をテナントに賃貸している建物（当該建物の一部にBテナント等が占有する場合に限る。）については次の表に掲げる根拠書類を添付する。他に「確認する事項」を確認できる書類があれば必要に応じて添付すること。また、申告事項の確認のためにフロアマップやBテナント等の配置図面等について埼玉県から提出又は提示を求める場合があるので留意する必要がある。

なお、設置者リストには、大規模事業者、区分所有者全員（大規模事業者である中小企業等が所有する面積（専有面積をいい、当該中小企業等が複数ある場合はその合計）が大規模事業所の床面積の2分の1未満である場合に限る。）及び当該事業所の一部を占有するBテナント等を設置する特定事業者を記載する。

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類

（区分所有の建物又は一部をテナントに賃貸している建物について原則として添付するもの）

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類	確認する事項
建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの）写しで可	所有者名、所有面積等
賃貸借契約書	Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

所有者の判断において、契約による所有権移転がまだ登記に反映されていないなどの理由で登記が事実と異なる場合には、契約書の写しなど真の権利関係を証明できる書類を添付する。

イ 目標削減率の緩和対象となる中小企業者について

①「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」の提出について

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の添付書類として、設置者である中小企業者について、発行済株式の総数、資本金の額、業種分類、従業員数などの情報

及び大企業等が経営を実質的に支配していないことを示す「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」（様式 1 別添 2）を提出する。

1 つの大規模事業所に対して設置者が複数いる場合は、設置者ごとに作成し、全ての設置者が中小企業等に該当することの確認を受ける。

なお、組合等及び個人については提出不要である。

②「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」の根拠書類

「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」に添付する根拠書類は次の表のとおりである。他に「確認する事項」を確認できる書類があれば必要に応じて添付する。また、申告事項の確認のために株主名簿、決算報告書、事業報告書、株主総会の資料や議事録等について埼玉県から提出又は提示を求める場合があるので留意する必要がある。

別添 2 の根拠書類①(原則として添付するもの)

「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」の根拠書類	確認する事項
登記事項証明書（商業登記簿謄本） （別添 2 に法人番号を記載した場合は添付不要。 <u>添付する場合は写しで可</u> （原則発行後 3 か月以内のもの）。）	資本金・株主数・発行済株式総数・業種・役員数等
会社概要・パンフレット等（外部に公表・配布等を行っているもの）	業種・従業員数等

従業員数については、各資料によって時点異なることが想定されるので、なるべく 3 月 31 日に近い日付のもの、3 月 31 日現在の従業員数が推定できる資料があることが望ましい。

上表に掲げたもの以外では、標準報酬月額算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）、給与所得の源泉票等の法定調書合計表など従業員数について公的機関に申告した書類が確認書類として考えられる。

ただし、「資本金」又は「従業員」いずれかの要件を満たせば「中小企業者」となるので、登記事項証明書などで「資本金」の要件を満たしていることが確認できればこれらの追加書類は不要である。

別添2の根拠書類②（必要に応じて提出又は提示を求めるものの例）

「目標削減率の緩和対象となる中小企業等について」記載事項確認のために埼玉県が提出を求める可能性のある書類の例	確認する事項
株主名簿	株主名及び所有株式数
決算報告書	業種等
事業報告書	株主総数、大株主、従業員数、子会社の状況 等
株主総会の資料や議事録	代表者や役員の兼務状況等

（2）第4削減計画期間において大規模事業所が承継された場合

第4削減計画期間において、廃止要綱第5条第1項又は第2項に基づき大規模事業所が承継された場合は、当該大規模事業所が承継された年度の翌年度の9月末までに、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を、別添1、2及び（1）に掲げた根拠書類とともに提出する。

提出された当該申出書により、設置者全員が中小企業等に該当することを埼玉県が確認した場合は、大規模事業者に対して様式2-1により通知することで、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を提出した年度から目標削減率の緩和が適用される。

なお、第4削減計画期間において、大規模事業所が廃止要綱第5条第1項又は第2項に基づき承継された場合、以下①から③に変更（①については、設置者が新たに追加された場合に限る。）がなければ（1）に掲げた根拠書類の提出は必要ない。

①設置者⁸

②大規模事業者の専有面積

（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物に限る。）

③Bテナント等を設置する特定事業者の占有面積

（同一事業所内に複数のテナント等を有する場合はその合計）

なお、必要に応じて承継により新たに大規模事業者になった者が大規模事業者の要件を満たすことを確認⁹するために、建物の登記事項証明書、賃貸借契約書、又は工場立地法に基づく届出書類や廃棄物処理業許可証など公的書類などについて、埼玉県から提出

⁸ 承継により新たに大規模事業者になった者が、前回「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」提出時に設置者であった場合は、（1）に掲げた根拠書類の提出は必要ない。

⁹ エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン第1部第2章1（3）に掲げる制度の義務者になり得る者であることを確認する。

又は提示を求める場合があるので留意すること。

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の根拠書類
(必要に応じて提出又は提示を求めるものの例)

「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」記載事項確認のために埼玉県が提出を求める可能性のある書類の例	確認する事項
建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明のあるもの）写しで可	所有者名
建物の賃貸借契約書、工場立地法に基づく届出書類や廃棄物処理業許可証など公的書類	賃借者名、事業所で実施している事業を管理・運営している者の名称

(3) 目標削減率が緩和された翌年度以降の確認

ア 毎年度の確認

本目標削減率緩和措置は申出書の提出年度（例えば、令和 8（2026）年度に本申出書を提出した場合は、令和 8（2026）年度）のみに適用される。

したがって、引き続き緩和措置の要件に該当し、緩和措置を受ける場合、大規模事業所（廃止要綱第 5 条第 1 項又は第 2 項により承継された大規模事業所を除く。）は、毎年度 7 月末までに「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」を別添 1 及び 2 とともに提出する。

なお、以下①から③までの事項に変更（①については、設置者が新たに追加された場合に限る。）がなければ（1）に掲げた根拠書類は提出の必要はない。

①設置者⁸

②大規模事業者の専有面積

（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物に限り、大規模事業者が複数ある場合はその合計）

③B テナント等を設置する特定事業者の占有面積

（同一事業所内に複数のテナント等を有する場合はその合計）

前年度から継続して目標削減率が緩和される場合は、様式 2－1 による埼玉県からの通知は行わない。

イ 設置者が中小企業等に該当しなくなったときの措置

設置者のうち一部又は全員が中小企業等に該当しなくなった場合は、「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」の提出は要さない。

目標削減率が緩和されている大規模事業所について、当該申出書（別添 1 及び 2 を含む。）が提出されなかった、又は中小企業等であることが確認できなかったことにより、目標削減率の緩和の適用を見直した場合は、埼玉県は大規模事業者の様式 2－2 により通知する。

ウ 第三者検証により設置者が中小企業等に該当しなかったことが明らかになったときの措置（大規模事業所の全部又は一部が区分所有建物である、又は大規模事業所の一部にBテナント等が占有する場合）

第三者検証により、目標削減率の緩和措置を受けた年度の前年度末（3月31日）時点の大規模事業所の床面積が変更になったことにより、目標削減率の緩和の適用を見直した場合は、埼玉県は大規模事業者の様式 2－2 により通知する。

目標削減率の緩和措置の適用の可否は、緩和措置を受けようとする年度の前年度末（3月31日）時点の状況で判断するため、年度途中で緩和措置の適用要件を満足しなくなった場合においても手続は不要である。

（4）中小企業等の目標削減率の緩和に係る手続のフローと提出書類

中小企業等の目標削減率の緩和に係る手続のフロー図と書類一覧を次に示す。

中小企業等の目標削減率緩和に係る手続きフロー図

場合分け	第3削減計画期間	第4削減計画期間				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
2023年度に中小企業に該当し、2024年度(第3削減計画期間)に目標削減率の緩和を受けている場合 ※5(3)アに該当	計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であること の確認(県) 2023年度が初めての 提出の場合は、 緩和対象となること の通知 (県 → 事業者) 2023年度に 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であること の確認(県) 第3削減計画期間 に緩和対象となること を通知しているため、 通知しない	同左	同左	同左	同左
第4削減計画期間の途中から 中小企業等に該当した場合 ※5(1)に該当	7月末までに提出 計画書・報告書	7月末までに提出 計画書・報告書	7月末までに提出 計画書・報告書 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 9月末までに提出 申出書 ↓ 緩和対象であること の確認(県) ↓ 緩和対象となること の通知 (県 → 事業者) 提出の年度 (2027年度)の 目標削減率が 緩和される。	7月末までに提出 計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であること の確認(県)	同左
第4削減計画期間の途中から 第4削減計画期間の目標削減率 (50%、48%)が適用された場合 ※5(1)に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 ※目標削減率22%、20%適用 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 ※目標削減率38%、36%適用 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 ※目標削減率38%、36%適用 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 9月末までに提出 申出書 ↓ 緩和対象であること の確認(県) ↓ 緩和対象となること の通知 (県 → 事業者) 提出の前年度 (2027年度)の 目標削減率が 緩和される。	7月末までに提出 計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であること の確認(県)	同左

場合分け	第3削減計画期間	第4削減計画期間				
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
承継により中小企業等が新たに大規模事業者となった場合 ※5(2)に該当			大規模事業者に該当 (大規模事業所を承継) 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 ↓ 9月末までに提出 申出書 ↓ 緩和対象であることの確認(県) ↓ 緩和対象となることの通知 (県 → 事業者)	7月末までに提出 計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であることの確認(県) ↓ 提出の前年度 (2027年度)の 目標削減率が 緩和される。	同左
中小企業等に該当しなくなった場合 ※5(3)イに該当	7月末までに提出 計画書・報告書	7月末までに提出 計画書・報告書 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 ↓ 9月末までに提出 申出書 ↓ 緩和対象であることの確認(県) ↓ 緩和対象となることの通知 (県 → 事業者)	7月末までに提出 計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であることの確認(県) 中小企業等に 該当しない	7月末までに提出 計画書・報告書 ↓ 緩和対象とならない ことの通知 (県 → 事業者)	前年度 (2028年度)の目 標削減率は緩和 されない。
第三者検証により中小企業等に該当しなくなった場合 ※5(3)ウに該当	7月末までに提出 計画書・報告書	7月末までに提出 計画書・報告書 中小企業等に該当	7月末までに提出 計画書・報告書 ↓ 9月末までに提出 申出書 ↓ 緩和対象であることの確認(県) ↓ 緩和対象となることの通知 (県 → 事業者) ↓ 中小企業等に該当 ↓ 中小企業等に 該当しない	7月末までに提出 計画書・報告書 申出書 ↓ 緩和対象であることの確認(県) 中小企業等に 該当しない	7月末までに提出 計画書・報告書 ↓ 検証結果報告書 (2026年度実績) ↓ 2026年度の 延床面積が修正 ↓ 緩和対象とならない ことの通知 (県 → 事業者)	2027、2028年度の 目標削減率は緩和 されない。

様式 1

大規模事業所の目標削減率緩和申出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

提出者 住所

名称

代表者職・氏名

（ 個人事業者にあつては、住所
及び氏名 ）

下記の大規模事業所について、令和 年度の目標削減率の緩和の適用を受けたいので、
「目標削減率の緩和対象となる中小企業者について」を添付して申し出ます。

緩和対象となる 大規模事業所	事業所番号		
	事業所の名称		
	設置者リスト	別添1のとおり	
	設置者の変更 (申告初年度は記載不要)		
	大規模事業者の 専有面積の合計 (区分所有建物の場合のみ記載)		m ²
	特定事業者の 占有面積 (Bテナント等がある場合のみ記載)		m ²
連絡先	所属事業者名		
	郵便番号		
	所在地		
	所属部署		
	担当者職名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail アドレス		
※受付年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

- 注 1 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに作成すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

日本産業規格 A 列 4 番

令和 年度

事業所番号	
-------	--

設置者のリスト

[illegible]

*1 大規模事業所の一部にBテナント等がある場合は、当該Bテナント等を設置する特定事業者全てをリストに含めること。

※2 種別には 大規模事業者（中小企業等の分類を含む）、区分所有者及びBテナント等を設置する特定事業者の別を記載すること。

(別添2(1))

令和 年度

事業所番号

目標削減率の緩和対象となる中小企業者について

1. 目標削減率の緩和対象となる中小企業者に関する情報

事業者名(商号)					
法人番号					
設置者の種別					
大規模事業所に対する 占有(専有)面積 ^{*1}					m ²
これ以降の項目は、中小企業等の種別が「中小企業者」の事業者のみが記入する。					
会社設立の年月日		年		月	日
従業員数(役員を除く。)					人
資本金の額(出資金)					千円
発行済株式	総数				株
	うち大企業等の保有数				株
役員数	全体				人
	うち大企業等の役員又は職員 ^{*2}				人
役員名	1				11
	2				12
	3				13
	4				14
	5				15
	6				16
	7				17
	8				18
	9				19
	10				20
日本標準産業分類による 業種 ^{*3}	大分類				
	中分類				
	小分類				
中小企業基本法による 中小企業者の業種分類					

*1 Bテナント等を設置する特定事業者又は区分所有建物の設置者(大規模事業者を含む。)以外は記載しない。

*2 中小企業(特定中小企業を除く)以外の法人(国等を含む)の役員又は職員が役員を兼務している場合はその数を記入する。

*3 業種は、売上高が最も大きな業種について、日本標準産業分類に基づき記載する。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

(別添2(2))

事業所番号	
事業者名	

2. 目標削減率の緩和対象とならない中小企業者に関する確認

中小企業者であっても、次の事項に1つでも該当する場合は目標削減率の緩和対象とはなりません。全ての項目について該当するか否かを確認してください。

記入欄	目標削減率の緩和対象 にならない条件	確認内容・方法
該 当 非該当	大企業(中小企業以外の会社)を子会社に 持つ(特定中小企業)	子会社や孫会社の中に大企業があるかどうかについて、事業報告書等により確認する。
該 当 非該当	一の大企業若しくは特定中小企業又はその 役員が、発行済株式の総数又は出資価 額の総額の2分の1以上を所有している	株式総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有する大企業(その役員を含む。)又は特定中小企業(その役員を含む。)の有無について、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該 当 非該当	複数の大企業若しくは特定中小企業又は その役員が、発行済株式の総数又は出資 価額の総額の3分の2以上を所有している	株式を保有する又は出資する大企業、特定中小企業(その役員を含む。)が複数存在する場合、その合計が株式総数又は出資価額の総額の2/3以上となることはないかを、株主名簿や事業報告書等により確認する。
該 当 非該当	一の大企業又は特定中小企業の役員又は 職員が、役員総数の2分の1以上を兼務し ている。	大企業、特定中小企業の役員、職員を兼務する役員が役員数の1/2以上であることはないか、社内では保有する役員履歴や役員選任時の株主総会の議事録・資料等により確認する。
該 当 非該当	上記に該当する中小企業、国や地方公共 団体、組合等を除く会社法以外で設立され た法人(医療法人、学校法人、宗教法人、 特定目的会社等)などが実質的に経営を 支配している。	上記に該当する中小企業、国や地方公共団体、組合等を除く会社法以外で設立された法人(医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社等)などが、次の状態となっていないか株主名簿や事業報告書等により確認する。 ・単独で発行済株式の総数又は出資価額の総額の1/2以上を所有している。 ・複数の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2/3以上を所有している。 ・これらの団体又は法人のうち、1の団体又は法人の役員又は職員が、役員総数の1/2以上を兼務している。

3 添付する書類

登記事項証明書(商業登記簿謄本)	△別紙()のとおりに
会社概要・パンフレット等	△別紙()のとおりに
その他(必要に応じて)従業員数の確認書類	△別紙()のとおりに
建物の登記事項証明書	△別紙()のとおりに
賃貸借契約書	△別紙()のとおりに
	△別紙()のとおりに
	△別紙()のとおりに

※1 △印の欄には、添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

※2 従業員数は会社概要やパンフレット等で確認できればよい。それらの資料で確認できない場合は、必要に応じて従業員数について公的機関に申告した書類等を確認資料として添付すること。ただし、「資本金」の要件により中小企業者であることを満たす場合には従業員数の確認書類は不要である。

※3 上記書類の他、決算報告書や事業報告書、株主総会の資料、フロアマップや配置図面等について、必要に応じて埼玉県から提出を求める場合がある。

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された大規模事業所の目標削減率緩和申出書を審査した結果、緩和適用の可否について、下記のとおりとなりましたので通知します。

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
緩 和 適 用 の 可 否	
適 用 さ れ る 年 度	
留意事項 令和 年度以降の目標削減率の緩和は、設置者の一部又は全員が中小企業等に該当しなくなった場合又は令和 年度以降毎年「大規模事業所の目標削減率緩和申出書」が提出されない場合、適用されません。	

日本産業規格 A 列 4 番

様式 2 - 2

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された大規模事業所の目標削減率緩和申出書を審査した
結果 (年度に大規模事業所の目標削減率緩和申出書が提出されなかったことにより
／ 年度の第三者検証により)、令和 年度以降の下記事業所の目標削減率の緩和措置
を取り消しましたので、通知します。

事 業 所 番 号	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
緩和の適用を取り消す年度	

日本産業規格 A 列 4 番